

第二次下野市行政改革大綱の概要

策定の趣旨

- 現行の行政改革大綱では、合併後の市の行政運営体制の確立を図りながら、庁内の意思決定機能の強化や各種施設の運営の見直し、行政評価制度の導入と行政評価第三者評価などを実施してきた。
- 第二次行政改革大綱は、現行大綱の取り組みを継承しながら、「量」「質」の両面から行政改革に取り組み、市民との協働をさらに推進することを目指す。
- 3つの基本方針に基づいて、市民サービスの向上と効率的な行財政システムの構築を目指す。

基本方針

- 次の3つの基本方針に基づいて、市民サービスの向上と効率的な行財政システムの構築を目指す。

【量的側面の改善】

市自らが責任を持って行財政の持続性を担保していくため、不要不急、重複事業の改廃などの事務事業の不断なき見直し、行政組織、公共施設、サービスの抜本的な見直しによるスリム化と効率的な運営を推進する。

【質的側面の向上】

改革の取り組みを実行するために、行財政運営体制を一層充実させるほか、単なる縮小・合理化に終始することなく職員の資質向上に努め、限られた経営資源の中で市民起点に立った行政経営を目指す。

【更なる協働の推進】

行政情報の市民との共有、透明性の拡大はもちろんのこと、身内に甘い改革とならないよう外部（第三者）機関によるチェック機能を強化するなど、市民とともに行政改革を進める参加型の行政運営を一層推進する。

実施期間

平成22年度から26年度までの5年間

重点項目

1 事務事業・行政サービスの見直しと経営改善

- 事務事業の見直し、電子自治体の実現を通じた事務事業の効率化の推進、公共施設における行政サービスのあり方、公共事業の実施手法の見直しなどを行なう。
- 行政評価システムが有効に機能するよう、引き続き評価システムの運用改善に取り組むとともに、市民感覚や民間の経営感覚を含めた第三者による評価を実施し、市民が主役となって行政のあり方を検討し改革する体制の確立を目指す。

2 受益と負担の見直しと協働の推進

- 税などの多様な納入方法の導入や公共施設の使用料・手数料、下水道使用料などについて、算定基準を検証しサービスに見合うより適正な使用料、手数料となるよう検討を進める。
- 適正で公正な補助金の交付を実施するほか、市民と行政との協働型社会の構築に向けて、市民や自治会等の地域社会を事業主体とする活動の支援を行うなど、市民自らが担う公共的サービスの拡大を図り、市民と行政の協働による事業の推進に努める。

3 組織人員の見直しと行政運営体制の充実

- 情報基盤の活用による業務の効率化、弾力的な人員配分の見直しなどを推進する。
- 今後も市職員の給与等に関して適正な水準の維持に努めながら、職員定数の管理を通じた人件費の抑制に努め、市民に分かりやすい形で定員・給与等の内容を公表する。
- 多様な行政ニーズに的確に対応するため、適材適所の配置を進めるとともに、組織の活性化と職員の意欲向上に努める。
- 新庁舎建設による本庁方式への転換に向けて、組織機構の見直しと意思決定のスピードアップと透明性の向上を図る。

4 財政改革の推進

- 事業の着実な推進と財政の健全性を確保するため、市の中期財政計画を策定し定期的に見直すとともに財政指標を設定する。
- 財政状況と今後の見通しについて適切な情報提供を行い、行政改革の実施過程とその結果を分かりやすく市民に説明し、施策の推進に向けた市民と行政の意識の共有を図る。

5 市民と行政の対話の推進

- 財政情報や行政改革、中・長期的な行財政見通しに関する情報などを提供し、市民と行政が共通の情報を持って行財政改革を積極的に推進できるよう対話の機会を充実する。

6 広域的な行政の推進

- よりよい市民サービスと利便性の向上を実現するため、周辺自治体との連携を深め積極的に広域での連絡調整を図る。

7 議会のあり方

- 今後とも、議会運営のあり方について、議会自らが市民に対する説明を行うよう更なる働きかけを行う。